

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に <u>59.28</u> を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) <u>59.28</u> 以上 特定減額前俸給月額に <u>59.28</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>59.28</u> 未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に <u>59.28</u> から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 当分の間、<u>20年以上の期間勤続して退職し又は解雇された者(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者(第12条第1項に定めるものを含む。))を除く。</u>に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額に <u>100分の104(施行日から平成16年9月30日までの間については、100分の107)</u> を乗じて得た額とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、<u>第4条から第6条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に <u>49.59(平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては55.86、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては52.44とする。次条において同じ。)</u> を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) <u>49.59</u> 以上 特定減額前俸給月額に <u>49.59</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>49.59</u> 未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に <u>49.59</u> から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (同 左)</p> <p>7 当分の間、<u>42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条及び第6条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とし、42年を超える期間勤続した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>附 則（平成18年達示第34号）</p> <p>第1条・第2条（略） （経過措置）</p> <p>第3条 教職員が新制度適用教職員（教職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額（教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額）を基礎として、改正前の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第7条まで、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）附則（以下「原始附則」という。）第7項及び国立大学法人京都大学役員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年達示第35号）による改正前の国立大学法人京都大学役員退職手当規程（第4条第1項において「旧役員退職手当規程」という。）第7条第3項の規定により計算した退職手当の額が、<u>新規程第2条の4から第7条の5まで及び原始附則第7項の規定により計算した退職手当の額</u>（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>（中 略）</p>	<p>附 則（平成18年達示第34号）</p> <p>第1条・第2条（同 左） （経過措置）</p> <p>第3条 教職員が新制度適用教職員（教職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額（教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額）を基礎として、改正前の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第7条まで、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）附則（以下「原始附則」という。）第7項及び国立大学法人京都大学役員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年達示第35号）による改正前の国立大学法人京都大学役員退職手当規程（第4条第1項において「旧役員退職手当規程」という。）第7条第3項の規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの（第12条第1項に定めるものを含む。）を除く。）にあつては、104分の87）</u>を乗じて得た額が、<u>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程第2条の4から第7条の5まで及び原始附則第7項の規定により計算した退職手当の額</u>（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

改 正 前	改 正 後
	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この規程は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第 2 条 改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程附則第 7 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 2 5 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までの間においては「100 分の 92」とする。</p> <p>2 改正後の国立大学法人京都大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成 1 8 年達示第 3 4 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 2 5 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 2 5 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までの間においては「104 分の 92」とする。</p> <p>3 第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 の規定に該当して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる規定に該当して退職し、又は解雇された者にあつては、当該各号に掲げる日を退職し、又は解雇された日として、前 2 項の規定を適用した場合に得られる額とする。</p> <p>(1) 第 8 条の 2 6 3 歳年度末日</p> <p>(2) 第 8 条の 3 第 1 項 法人等、国若しくは第 9 条第 1 項に規定する特定独立行政法人を退職した日（役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等を退職した日）</p> <p>(3) 第 8 条の 3 第 2 項 同項に規定する 6 3 歳年度末日等</p>